

週刊 鈴木会計 F A X 通信

鈴木恒夫税理士事務所からのお役立ち情報

〒312-0033 ひたちなか市市毛1253-3
 TEL 029-275-4333 FAX 029-275-4500
 URL : http://www.szk-accounting.jp

発行日2019年 3月25日(月)

今週のことば

特別交付税

国が財政支援のため自治体に交付する特別交付税について、多額のふるさと納税を集めた大阪の泉佐野市など4つの自治体に対し、災害関連経費以外は交付しない方針。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3/25(月) 友引 電気記念日

26(火) 先負

27(水) 仏滅

28(木) 大安

29(金) 赤口 プロ野球・セパ両リーグ開幕

30(土) 先勝

31(日) 友引

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/18(月)	21,585 △134	111.48 △0.17
19(火)	21,567 ▼18	111.26 △0.22
20(水)	21,609 △42	111.59 ▼0.33
21(木)	春分の日	
22(金)	21,627 △18	110.76 △0.83

来月から開始となる主な制度 (税制以外)

◎働き方改革関連法……*大企業について、時間外労働の上限を原則、月45時間、年360時間とする(中小企業は来年4月から施行)、*年次有給休暇の日数のうち年5日は、使用者が時季を指定して労働者に取得させることを義務付ける(年休が10日以上付与される労働者が対象)、*フレックスタイム制の拡充などが実施されます。

◎新たな外国人材受入れ制度……深刻な人手不足の業種(特定産業分野)において、一定の技能や日本語能力がある外国人労働者の受入れ拡大を図るため、新たな在留資格「特定技能」を創設します。特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する1号と、熟練した技能を要する業務に従事する2号があります。

◎特許料等の軽減措置の拡充等……特許料、審査請求料及び国際出願関連手数料の軽減措置について、全ての中小企業を対象にするとともに、申請手続を大幅に簡素化します。一方、出願審査請求料は引上げられます。

◎在職老齢年金の支給停止基準額の改定……60歳台前半の支給停止調整変更額と、60歳台後半と70歳以降の支給停止調整額が47万円に改定されます。

◎国民年金の産前産後期間の免除制度……国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産前後の4ヵ月間の国民年金保険料が免除されるようになります(対象は出産日が31年2月1日以降の方)。

◎被保険者の70歳到達届の取扱い変更……厚生年金の被保険者が70歳に到達した際に事業主が提出する「70歳到達届」について、一定要件に該当する場合は提出が不要になります。

■この記事の詳細は、情報BOX201512

10連休に伴う資金計画を事前に確認

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴い、今年のゴールデンウィークは最大10連休(4月27日～5月6日)となります。

例年にない長期の連休になることから、取引先からの入金日や、給与の支払日などが通常とは異なるスケジュールになる可能性がありますので、資金計画の事前確認が必要です。なお、口座振替日が10連休中に設定されている場合、引落日は5月7日となります。

連休により資金繰り対策が必要となる中小企業に対しては、日本公庫(沖縄公庫)による「セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)」や、「特別相談窓口」の設置などが実施されます。

地価公示は全国的に回復傾向

国交省が公表した31年地価公示では、全用途の全国平均は1.2%(用途別では住宅地0.6%、商業地2.8%)のプラスとなり、4年連続で上昇しました。また、地方圏(三大都市圏以外)の住宅地も27年ぶりに上昇(0.2%)に転じ、地価の回復傾向が広がっています。

地価公示価格は、一般の土地取引の指標とされるほか、相続税・贈与税における路線価や、固定資産税(評価替えは3年に一度)を算定する際の基準となるものです。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
 ①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
 ②記事下のBOX番号を入力し#。
 ③取り出し先のFAX番号を入力し#。
 ※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

平成31年4月から開始される主な制度等（税制以外）

◆働き方改革関連法

・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定します（中小企業は平成32年4月1日に施行）。

・使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して年次有給休暇を取得させることが義務付けられます。また、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）を作成し、3年間保存する必要があります。

・フレックスタイム制の「清算期間」（労働時間の調整が可能な期間）の上限が3カ月に延長されます。

・高度な専門的知識を必要とする対象業務に従事する労働者で、年収や健康確保措置等の一定の要件を満たす場合には、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定は適用除外となります。

◆新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、新たな在留資格「特定技能」を創設します。特定技能1号と特定技能2号の2種類があり、技能水準や日本語能力水準について、試験等を合格した外国人が対象となります。

【特定技能1号】

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人が対象。在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。

【特定技能2号】

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人が対象。在留期間は更新可能で、家族の帯同を認める。

※特定産業分野は、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の14分野。特定技能2号は建設、造船・舶用工業のみ。

◆特許料等の軽減措置の拡充等

・これまで一部の中小企業が対象だった特許料、審査請求料及び国際出願関連手数料の軽減措置について、全ての中小企業が対象とする新たな措置に拡充されます。また、申請手続を大幅に簡素化し、申請先がすべて特許庁に統一されます。

・出願審査請求料が上げられます。通常の特許出願に係る出願審査請求料の場合、1件あたり2万円の引上げとなります。

◆在職老齢年金の支給停止基準額の改定

平成31年度の在職老齢年金に関して、60歳前半（60歳～64歳）の支給停止調整変更額と、60歳後半（65歳～69歳）と70歳以降の支給停止調整額については、47万円に改定されます。なお、60歳前半の支給停止調整開始額（28万円）については変更ありません。

◆国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヵ月間の国民年金保険料が免除する制度が開始されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヵ月前から6ヵ月間の国民年金保険料が免除されます。

対象となるのは、出産日が平成31年2月1日以降の方です。

◆被保険者の70歳到達届の取扱い変更

次の①及び②の両方の要件に該当する被保険者が、在職中に70歳に到達した場合は、事業主からの「厚生年金保険被保険者資格喪失届及び厚生年金保険70歳以上被用者該当届」（70歳到達届）の提出が不要（届出省略）となります。

①70歳到達日以前から適用事業所に使用されており、70歳到達日以降も引き続き同一の適用事業所に使用される被保険者。

②70歳到達日時点の標準報酬月額相当額が、70歳到達日の前日における標準報酬月額と同額である被保険者。